

令和7年2月19日

長崎電気軌道株式会社の軌道事業の運賃変更認可申請を認可しました

長崎電気軌道株式会社（本社：長崎県長崎市）から申請された軌道事業の運賃変更については、本日認可しましたのでお知らせします。

また、広く利用者から意見を聴くためにパブリックコメントを実施したところ、6件のご意見があり、電子政府の総合窓口（e-Gov パブリック・コメント e-GOV パブリック・コメント）に回答を掲載しました。

長崎電気軌道株式会社より九州運輸局に申請された運賃の上限額の変更（値上げ）は、申請された上限運賃額に基づいて令和7年度から令和9年度の3年間の軌道事業の収入と支出を推定（原価計算）したところ、別紙の軌道事業の収入原価総括表のとおり収支率が100超（いわゆる黒字）とならなかったため、申請の上限運賃は妥当と判断し、本日認可したものです。

1. 申請日 令和6年12月20日

2. 申請者

長崎県長崎市大橋町4番5号

長崎電気軌道 株式会社

代表取締役社長 中島 典明

3. 変更する上限運賃を適用する路線

長崎電気軌道株式会社 全線

本線 7.0 km

赤迫支線 0.3 km

桜町支線 0.9 km

大浦支線 1.1 km

蛍茶屋支線 2.2 km

4. 改定実施予定日

令和7年4月1日（火曜日）

改定の概要等は別紙（次ページ以降）に掲載

<お問い合わせ先>

九州運輸局 鉄道部 計画課

関口

電話 092-472-4051

九州運輸局
運輸と観光で九州の元気を創ります



変更する旅客運賃の上限の種類および額

別紙1のとおり

値上率

普通運賃（大人）	140→150円	7.14%
通勤定期（1か月）		7.10%
通学定期（1か月）	平均	7.10%

改定率（原価計算期間〔令和7～9年度における増収率〕）

旅客運賃	7.2%
うち 定期外	7.2%
うち 定期	7.1%

軌道事業の収入原価総括表

（単位：千円）

	令和5年度	令和6年度	令和7～9年度合計	
	[実績]	[推定]	(原価計算期間) [推定]	
			現行運賃	改定運賃
収入合計(a)	1,812,244	1,883,623	5,667,818	6,063,218
（うち旅客運輸収入）	1,712,835	1,822,882	5,485,595	5,880,995
費用合計(b)	1,783,568	1,838,521	6,213,877	6,213,877
配当所要額（適正利潤）(c)	107,795	44,244	135,245	135,245
収支率	(a)/(b)x100	101.6	91.2	97.6
	(a)/(b+c)x100	95.8	89.3	95.5

1. 令和6年度は現行運賃による数値を計上
2. 端数処理のため、合計値と一致しない場合があります

旅客運賃の種類・額及び適用方法

改 定			現 行		
(一) 運賃計算方法 1. 普通旅客運賃 均一制 以下に記した額を最高額とし、別途定める額とする。 (1) 運賃計算方 大人旅客運賃 片道券 <u>150 円</u> (2) 小児、幼児及び乳児の運賃計算方 イ. 小児旅客運賃 片道券 <u>80 円</u> 2. 定期旅客運賃 均一制 以下に記した額を最高額とし、別途定める額とする。 (1) 運賃計算方 (1 か月、3 か月、6 か月) (10 円未満の端数は 10 円単位に切上げる)			(一) 運賃計算方法 1. 普通旅客運賃 均一制 以下に記した額を最高額とし、別途定める額とする。 (1) 運賃計算方 大人旅客運賃 片道券 140 円 (2) 小児、幼児及び乳児の運賃計算方 イ. 小児旅客運賃 片道券 70 円 2. 定期旅客運賃 均一制 以下に記した額を最高額とし、別途定める額とする。 (1) 運賃計算方 (1 か月、3 か月、6 か月) (10 円未満の端数は 10 円単位に切上げる)		
種 別	運 賃	運賃計算方	種 別	運 賃	運賃計算方
通勤定期 乗車券	1 か月 <u>6,030 円</u>	普通旅客運賃 (<u>150 円</u>) を 60 倍した額の 3 割 3 分引とする	通勤定期 乗車券	1 か月 5,630 円	普通旅客運賃 (140 円) を 60 倍した額の 3 割 3 分引とする
	3 か月 <u>16,650 円</u>	通勤定期 (1 か月) 乗車券を 3 倍した額の 8 分引とする		3 か月 15,540 円	通勤定期 (1 か月) 乗車券を 3 倍した額の 8 分引とする
	6 か月 <u>32,570 円</u>	通勤定期 (1 か月) 乗車券を 6 倍した額の 1 割引とする		6 か月 30,410 円	通勤定期 (1 か月) 乗車券を 6 倍した額の 1 割引とする
通学定期 乗車券 高校以上	1 か月 <u>5,130 円</u>	普通旅客運賃 (<u>150 円</u>) を 60 倍した額の 4 割 3 分引とする	通学定期 乗車券 高校以上	1 か月 4,790 円	普通旅客運賃 (140 円) を 60 倍した額の 4 割 3 分引とする
	3 か月 <u>14,160 円</u>	通学定期 (1 か月) 乗車券を 3 倍した額の 8 分引とする		3 か月 13,230 円	通学定期 (1 か月) 乗車券を 3 倍した額の 8 分引とする
	6 か月 <u>27,710 円</u>	通学定期 (1 か月) 乗車券を 6 倍した額の 1 割引とする		6 か月 25,870 円	通学定期 (1 か月) 乗車券を 6 倍した額の 1 割引とする

旅客運賃の種類・額及び適用方法

改 定			現 行		
種 別	運 賃	運賃計算方	種 別	運 賃	運賃計算方
通学定期 乗車券 中学	1か月 <u>4,680円</u>	普通旅客運賃(150円)を60倍した額の4割8分引とする	通学定期 乗車券 中学	1か月 4,370円	普通旅客運賃(140円)を60倍した額の4割8分引とする
	3か月 <u>12,920円</u>	通学定期(1か月)乗車券を3倍した額の8分引とする		3か月 12,070円	通学定期(1か月)乗車券を3倍した額の8分引とする
	6か月 <u>25,280円</u>	通学定期(1か月)乗車券を6倍した額の1割引とする		6か月 23,600円	通学定期(1か月)乗車券を6倍した額の1割引とする
通学定期 乗車券 小学	1か月 <u>2,160円</u>	小児旅客運賃(80円)を60倍した額の5割5分引とする	通学定期 乗車券 小学	1か月 1,890円	小児旅客運賃(70円)を60倍した額の5割5分引とする
	3か月 <u>5,970円</u>	通学定期(1か月)乗車券を3倍した額の8分引とする		3か月 5,220円	通学定期(1か月)乗車券を3倍した額の8分引とする
	6か月 <u>11,670円</u>	通学定期(1か月)乗車券を6倍した額の1割引とする		6か月 10,210円	通学定期(1か月)乗車券を6倍した額の1割引とする
全線定期 乗車券	1か月 <u>12,060円</u>	普通旅客運賃(150円)を120倍した額の3割3分引とする	全線定期 乗車券	1か月 11,260円	普通旅客運賃(140円)を120倍した額の3割3分引とする
	3か月 <u>33,290円</u>	全線定期(1か月)乗車券を3倍した額の8分引とする		3か月 31,080円	全線定期(1か月)乗車券を3倍した額の8分引とする
	6か月 <u>65,130円</u>	全線定期(1か月)乗車券を6倍した額の1割引とする		6か月 60,810円	全線定期(1か月)乗車券を6倍した額の1割引とする

旅客運賃の種類・額及び適用方法

改 定			現 行		
3. 団体旅客運賃			3. 団体旅客運賃		
(1) 運賃計算方			(1) 運賃計算方		
人員	運 賃	運賃計算方	人員	運 賃	運賃計算方
25 人 以上	大人 1 人当り <u>130 円</u>	普通旅客運賃 (<u>150 円</u>) の 1 割 7 分引きとし、10 円未満の端数は 10 円単位に切上げる	25 人 以上	大人 1 人当り 120 円	普通旅客運賃 (140 円) の 1 割 7 分引きとし、10 円未満の端数は 10 円単位に切上げる
	小児 1 人当り <u>70 円</u>	小児旅客運賃 (<u>80 円</u>) の 1 割 7 分引きとし、10 円未満の端数は 5 円単位に切上げる		小児 1 人当り 60 円	小児旅客運賃 (70 円) の 1 割 7 分引きとし、10 円未満の端数は 5 円単位に切上げる
4. 貸切旅客運賃			4. 貸切旅客運賃		
(1) 運賃計算方			(1) 運賃計算方		
①大人 <u>12,000 円</u> 普通旅客運賃 (<u>150 円</u>) に 80 人を乗じた額とする			①大人 11,200 円 普通旅客運賃 (140 円) に 80 人を乗じた額とする		
②小児 <u>6,000 円</u> 大人貸切運賃の 1/2 とし、一車乗客人員の過半数以上を占める場合に適用する			②小児 5,600 円 大人貸切運賃の 1/2 とし、一車乗客人員の過半数以上を占める場合に適用する		
6. 特殊旅客運賃			6. 特殊旅客運賃		
(1) 運賃計算方			(1) 運賃計算方		
下記運賃額をもって定める (10 円未満の端数は 10 円単位に切上げる)			下記運賃額をもって定める (10 円未満の端数は 10 円単位に切上げる)		
一日乗車券			一日乗車券		
大人 : 600 円 普通旅客運賃 (<u>150 円</u>) を 6 倍した額の <u>3 割 4 分引</u> とする			大人 : 600 円 普通旅客運賃 (140 円) を 6 倍した額の 2 割 9 分引 とする		
小児 : 300 円 小児旅客運賃 (<u>80 円</u>) を 6 倍した額の <u>3 割 8 分引</u> とする			小児 : 300 円 小児旅客運賃 (70 円) を 6 倍した額の 2 割 9 分引 とする		

旅客運賃の種類・額及び適用方法

改 定	現 行
<p>(二) 適用方法</p> <p>2. 定期旅客運賃 (定期乗車券)</p> <p>(2) 発売条件</p> <p>ハ. 通学定期乗車券</p> <p> a 学校教育法第 1 条の規程による小学校、中学校、高等学校、大学、 <u>特別支援学校</u>及び幼稚園</p>	<p>(二) 適用方法</p> <p>2. 定期旅客運賃 (定期乗車券)</p> <p>(2) 発売条件</p> <p>ハ. 通学定期乗車券</p> <p> a 学校教育法第 1 条の規程による小学校、中学校、高等学校、大学、 盲学校、ろう学校、擁護学校及び幼稚園</p>